

基礎自治体による行政基盤の構築に関する研究会

＜第5回＞

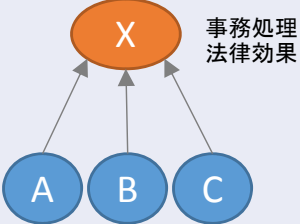
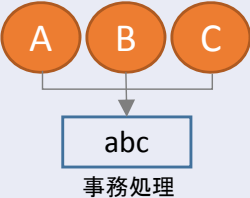
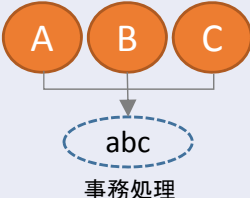
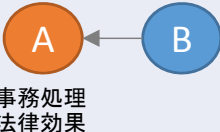
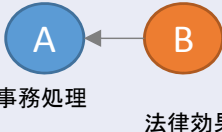
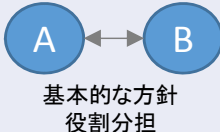
事務局提出資料

平成30年11月

総務省自治行政局市町村課

広域連携制度の概要

広域連携制度の比較①

	一部事務 組合	広域連合	機関等の 共同設置	協議会 (管理執行)	事務の委託	事務の 代替執行	連携協約
位置づけ	地方公共団体の組合		地方公共団体相互間の協力				
連携 イメージ							
組織	独立した法人格あり		法人格をもたない				
			構成団体の 職員が処理 ※機関が存在 する	構成団体の 職員が処理 ※機関が存在 しない	受託団体が 事務を処理	一方の団体(A) が他方の団体 (B)の事務を 処理	—
法律 効果 の帰属 (括弧内は条 文を要約)	一部事務 組合に 帰属	広域連合 に帰属	各構成団体 に帰属 (普通地方公共団体 は、共同して、内部組 織、委員会等を置くこ とができる)	各構成団体 に帰属 (普通地方公共団体 (又はその機関)が管 理し執行したものと しての効力を有する)	受託団体(A) に帰属 (普通地方公共団体の 事務の一部を、他の普 通地方公共団体に委 託して、管理し執行さ せることができる)	他方の団体 (B)に帰属 (普通地方公共団体は、 他の普通地方公共団 体の求めに応じて、当 該他の団体(又は執行機 関)の名において管理し 執行することができる)	—
その他	<ul style="list-style-type: none"> 財産を保有できる 	<ul style="list-style-type: none"> 財産を保有できる 首長を直接選挙できる 連合長に代えて理事会を置くことができる 	<ul style="list-style-type: none"> 事務の管理及び執行に関する法令等の適用は、構成団体の機関と同一 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会固有の財産・職員を有しない 	<ul style="list-style-type: none"> 受託団体は受託事務を自己の事務として処理(委託した団体は権限がなくなる) 	<ul style="list-style-type: none"> 代替執行事務の処理権限は、代替執行を求めた地方公共団体に残る 民法の代理に相当 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な方針や役割分担を定める仕組み(管理及び執行することはない) 双務契約に類似

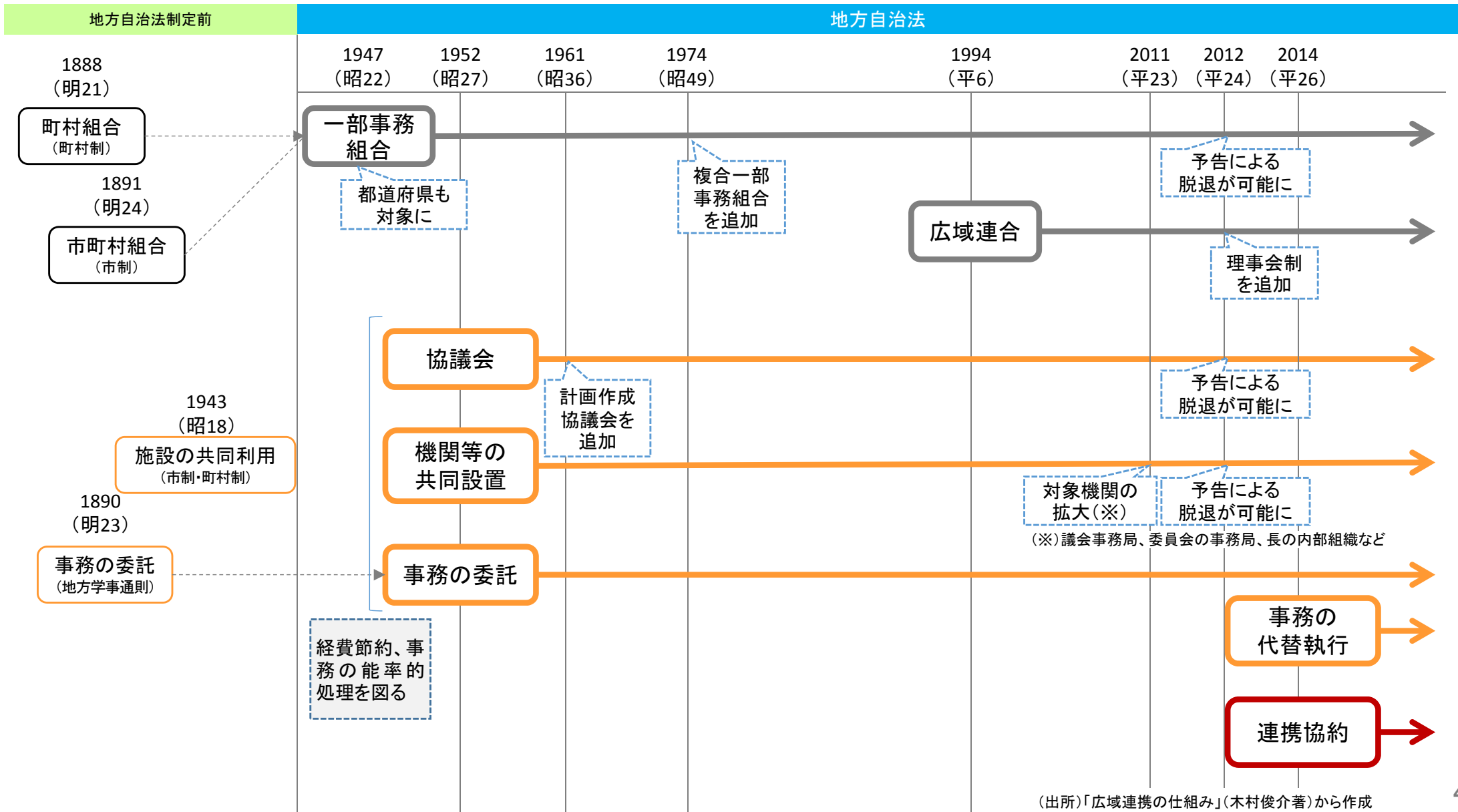
広域連携制度の比較②

	一部事務組合	広域連合	機関等の 共同設置	協議会 (管理執行)	事務の 委託	事務の 代替執行	連携協約
当事者 (括弧内は地方自治法上の規定例)	複数の団体 (「構成団体は・・・」)		複数の団体 (「普通地方公共団体は・・・共同して・・・」)		1対1 (「普通地方公共団体は、・・・他の普通地方公共団体と・・・」)		
設置	①関係地方公共団体の協議、規約作成 ②関係地方公共団体の議会の議決 ③都道府県知事の許可(※1)		①関係地方公共団体の協議、規約作成 ②関係地方公共団体の議会の議決(※3) ③都道府県知事への届出(※2)				
解散	①関係地方公共団体の協議 ②関係地方公共団体の議会の議決 ③都道府県知事への届出(※2)		①関係地方公共団体の協議 ②関係地方公共団体の議会の議決(※3) ③都道府県知事への届出(※2)				
規約の変更等	①関係地方公共団体の協議 ②関係地方公共団体の議会の議決 ③都道府県知事の許可(※1)						
紛争解決 方法の ビルトイン	× (地方自治法上の紛争解決の一般的制度としての自治紛争処理委員の調停によることは可能)		× (地方自治法上の紛争解決の一般的制度としての自治紛争処理委員の調停によることは可能)			○ ・自治紛争処理委員による紛争処理の方策の提示を申請できる ・当事者はその方策を尊重して必要な措置を執る必要(調停と異なり、 <u>当事者の受諾を要しない</u>)	

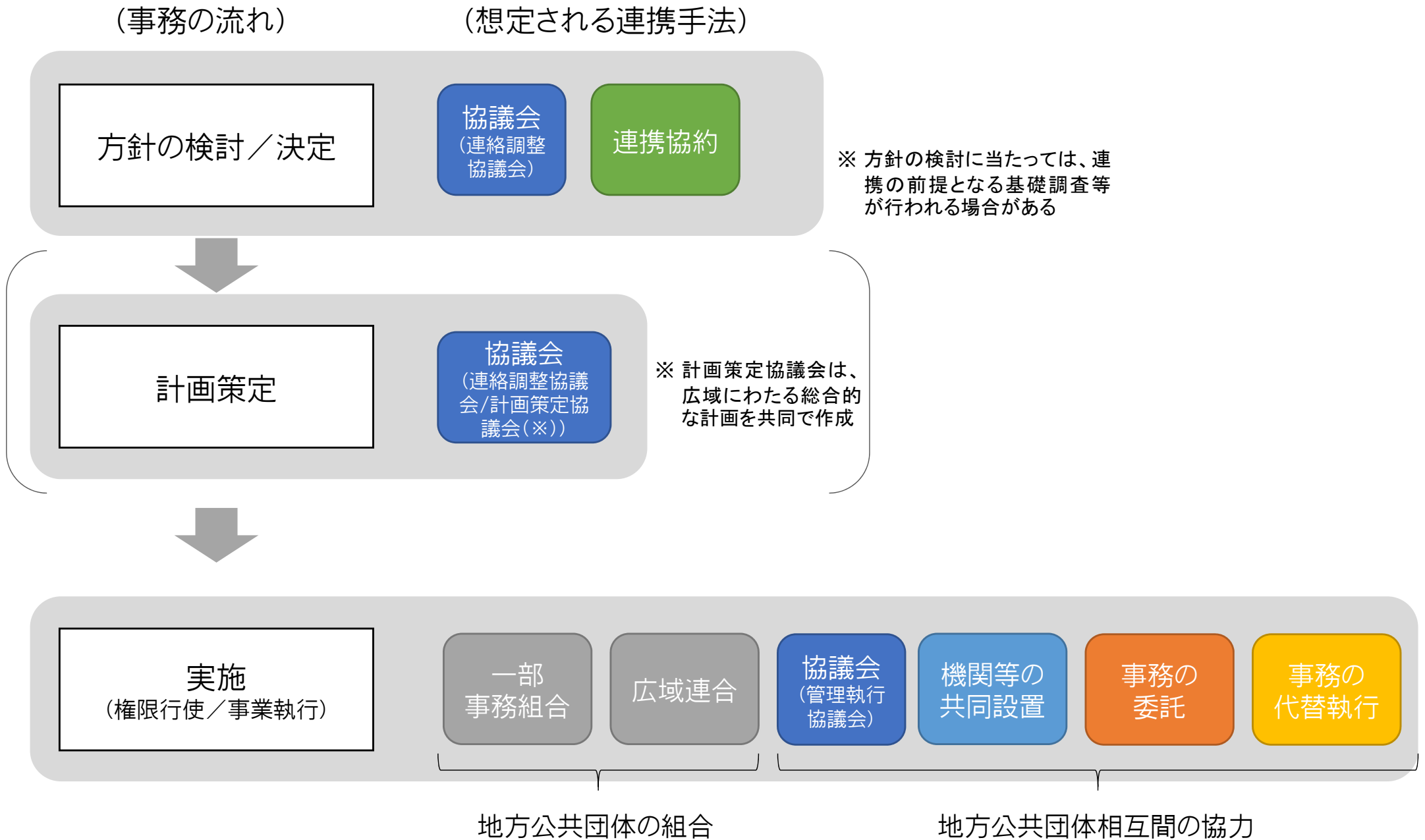
※1) 都道府県の加入するもの及び数都道府県にわたるものについては総務大臣の許可
 ※2) 都道府県の加入するもの及び数都道府県にわたるものについては総務大臣への届出
 ※3) 連絡調整協議会の場合には、議決不要

主な広域連携制度の変遷

- 広域連携制度は、地方制度が確立した明治期から存在。
- 近年、より多様で柔軟な連携の選択肢を整備。(1994年(平成6年)に広域連合、2014年(平成26年)に事務の代替執行と連携協約をそれぞれ創設。2011年(平成23年)に機関等の共同設置の対象機関を拡大など)

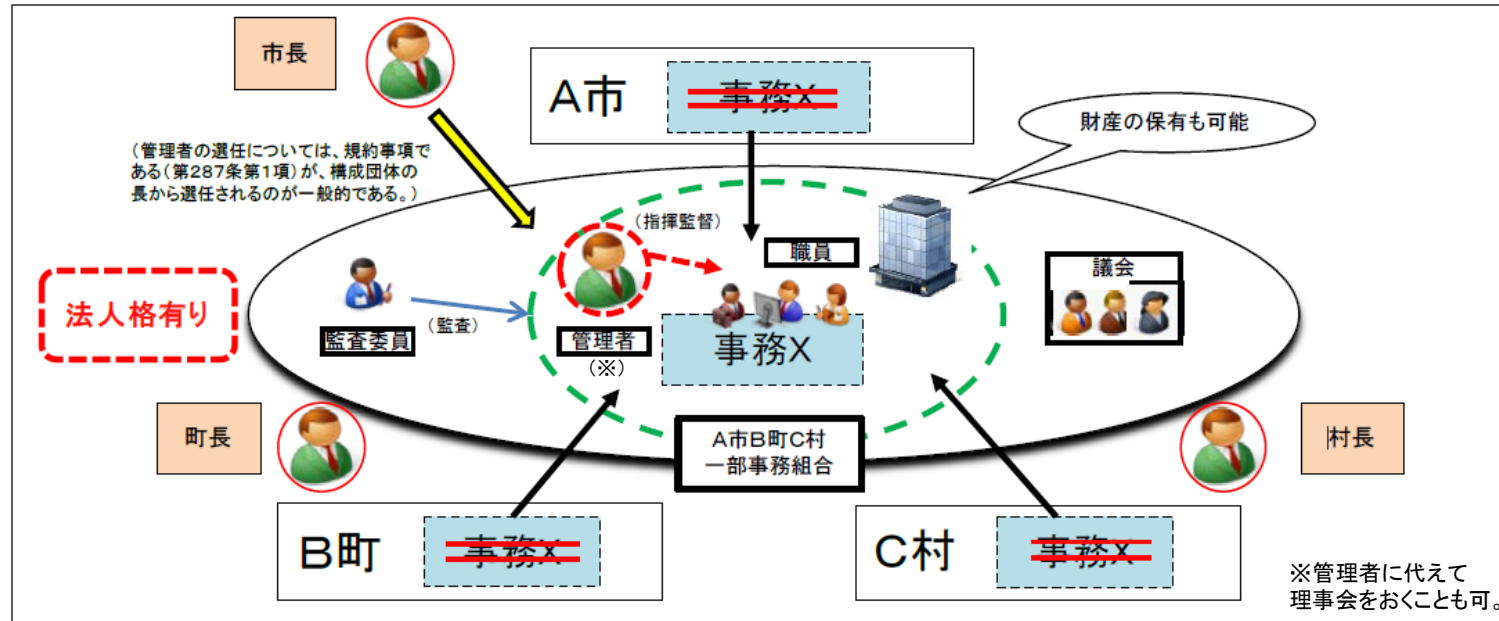


広域連携手法と行政事務の流れ（イメージ）



一部事務組合

○ 一部事務組合のイメージ



○ 取組事例

西濃環境整備組合(昭和45年設立)

【構成団体】

岐阜県大垣市、瑞穂市、本巣市、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町(3市7町)

【主な共同処理事務】

- ゴミ処理施設の設置及び管理に関する事務
- ゴミ処理施設の余熱を利用した福祉施設(屋内温水プール)の設置及び管理に関する事務



西濃環境保全センター(溶解炉)

大洲・喜多衛生事務組合(昭和37年設立)

【構成団体】

愛媛県大洲市、伊予市、内子町、砥部町(2市2町)

【主な共同処理事務】

- し尿処理



清流園(浄化センター)

○ 一部事務組合の主な処理事務件数(平成28年7月1日現在)

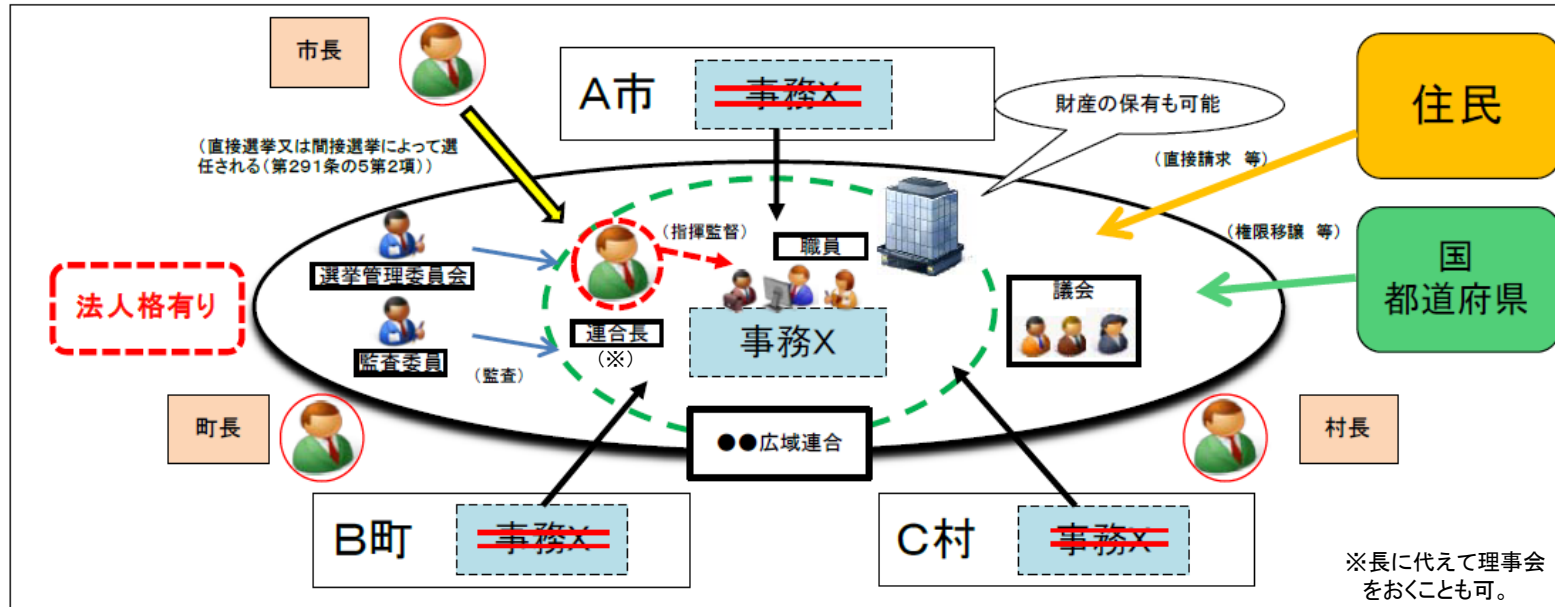
設置数	主な処理事務と件数(※)									
	ゴミ処理	し尿処理	救急	消防	火葬場	介護保険	病院・診療所	障害者福祉	上水道	
1,493	406	337	271	270	217	199	120	109	99	

※複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため、設置数と一致しない場合がある。

出典:総務省「平成28年度地方公共団体間の事務共同処理の状況調べ」による

広域連合

○ 広域連合のイメージ



○ 取組事例

福岡県介護保険広域連合(平成11年設立)

【構成団体】

福岡県田川市、柳川市、豊前市、うきは市、宮若市
ほか26町2村

【主な共同処理事務】

- 被保険者の資格の管理に関する事務
- 要介護認定及び要支援認定に関する事務
- 保険給付に関する事務



広報誌

相楽東部広域連合(平成20年設立)

【構成団体】

京都府笠置町、和束町、南山城村(2町1村)

【主な共同処理事務】

- 障害者支援区分審査会の設置・運営に関する事務
- 一般廃棄物の収集・運搬に関する事務
- 教育委員会の設置に関する事務



広報誌

○ 広域連合の主な処理事務件数(平成28年7月1日現在)

主な処理事務と件数(※)

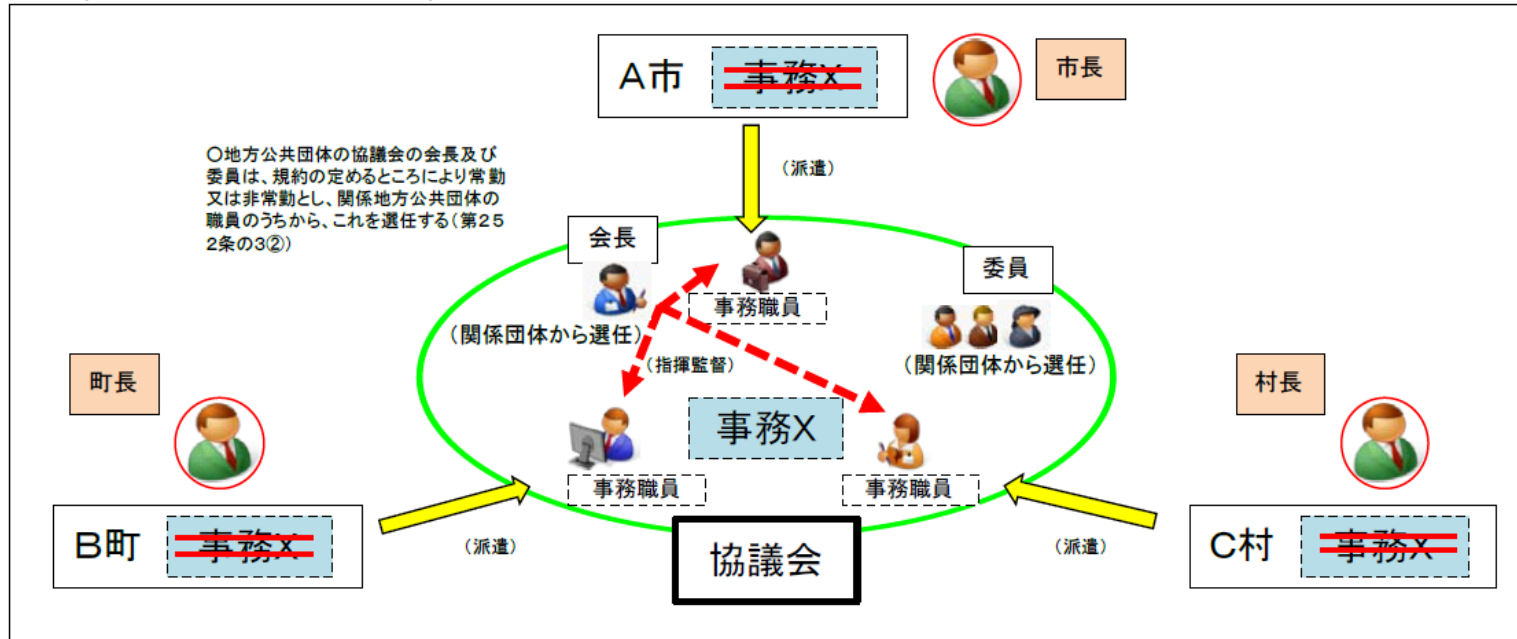
設置数	主な処理事務と件数(※)								
	介護保険	障害者福祉	後期高齢者医療	ごみ処理	消防	救急	し尿処理	老人福祉	火葬場
116	81	51	51	25	22	22	17	16	14

※複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため、設置数と一致しない場合がある。

出典:総務省「平成28年度地方公共団体間の事務共同処理の状況調べ」による

協議会

○ 協議会(管理執行協議会)のイメージ



※協議会には、
 ①事務を共同して管理執行するための「管理執行協議会」
 ②関係普通地方公共団体間の連絡のための「連絡調整協議会」
 ③広域にわたる総合的な計画を共同で作成するための「計画作成協議会」がある。

○ 取組事例

おうみ自治体クラウド協議会(平成27年設立)

【構成団体】

滋賀県草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、近江八幡市、米原市(7市)

【主な共同処理事務とその効果】

○共同利用しているクラウドシステムの運用サポート、オペレーションなどを共同化することによる事務の簡素化及び割勘効果



出典:おうみ自治体クラウド協議会事務局資料などをもとに作成

○ 協議会の主な処理事務件数(平成28年7月1日現在)

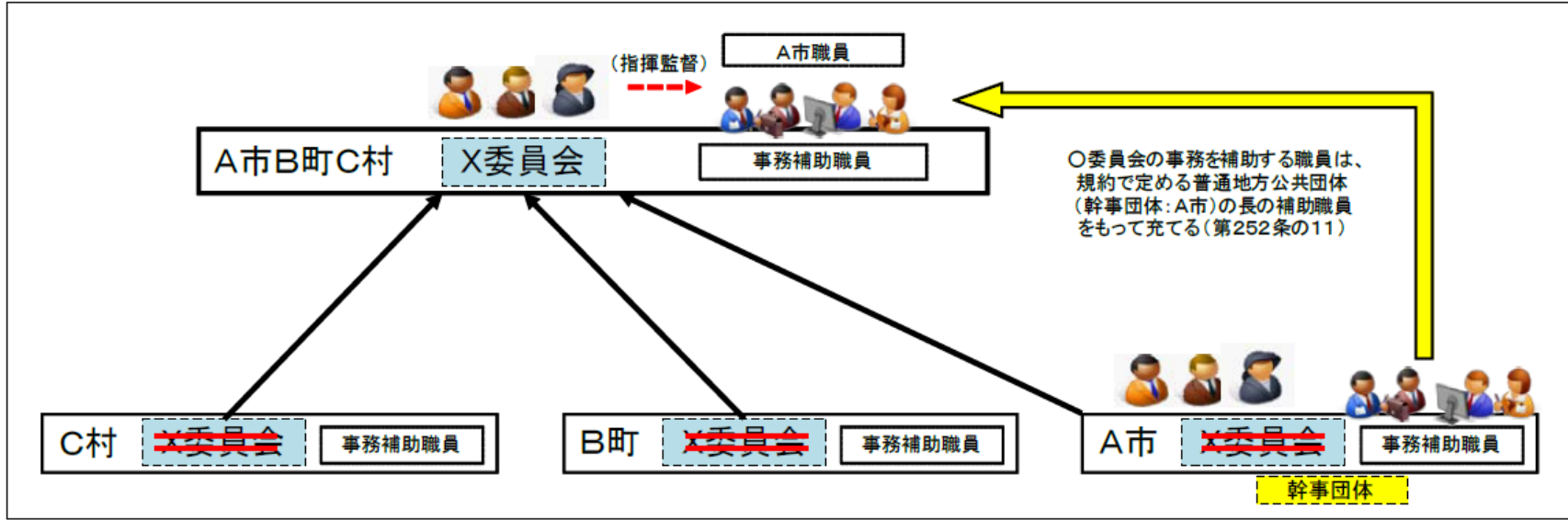
設置数	主な処理事務と件数(※)								
	消防	広域行政計画等	救急	農業用水	障害者福祉	下水道	小学校	中学校	上水道
202	41	28	23	8	8	7	7	7	6

※複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため、設置数と一致しない場合がある。

出典:総務省「平成28年度地方公共団体間の事務共同処理の状況調べ」による

機関等の共同設置

○ 機関等の共同設置のイメージ



○委員会の事務を補助する職員は、規約で定める普通地方公共団体(幹事団体:A市)の長の補助職員をもって充てる(第252条の11)

幹事団体

○ 取組事例

富山県町村公平委員会(昭和41年設立)

【構成団体】

舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町ほか10団体

【共同設置する機関】

○人事委員会を共同して設置

さんし
三四介護認定審査会(平成11年設立)

【構成団体】

三重県四日市市、菰野町、朝日町、川越町(1市3町)

【共同設置する機関】

○介護認定審査会を共同して設置

○ 機関等の共同設置の主な処理事務件数(平成28年7月1日現在)

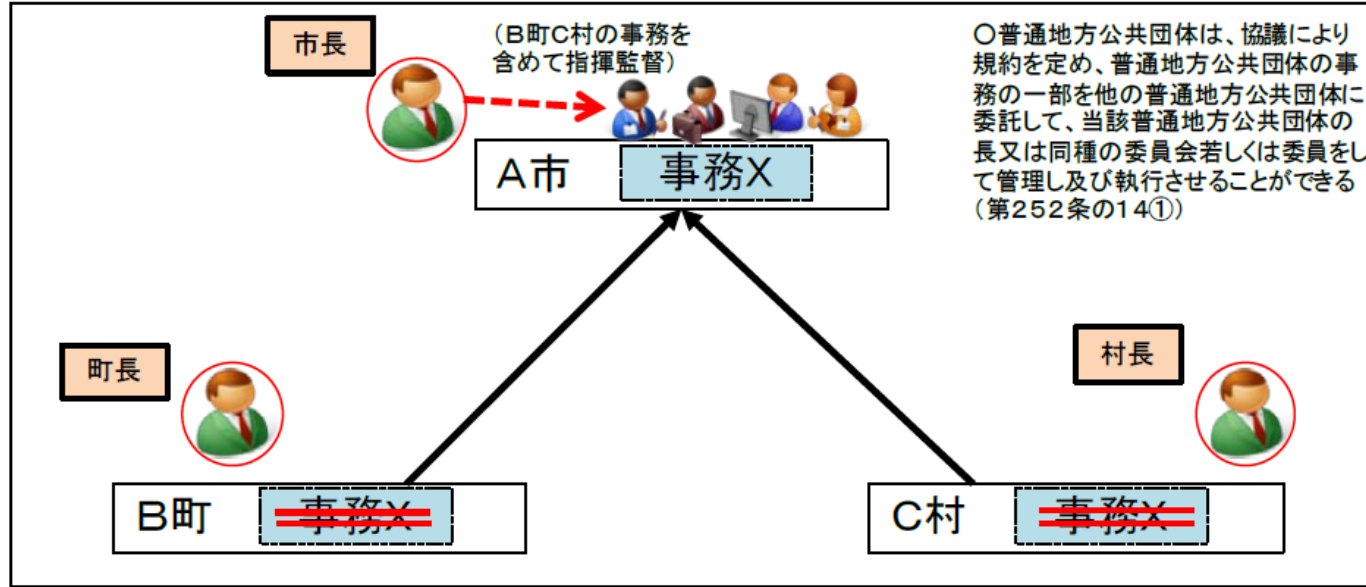
設置数	主な処理事務と件数(※)								
	介護保険	公平委員会	障害者福祉	行政不服 審査法上の 付属機関	児童福祉	公務災害	老人福祉	病院・ 診療所	監査委員事 務局
468	130	117	115	12	7	6	5	1	1

※複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため、設置数と一致しない場合がある。

出典:総務省「平成28年度地方公共団体間の事務共同処理の状況調べ」による

事務の委託

○ 事務の委託のイメージ



○普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる(第252条の14①)

○ 取組事例

沼津市と長泉町との間の住民票の写し等の交付に関する事務の事務委託(平成11年)

【構成団体】

静岡県沼津市、長泉町

【委託する事務】

○住民票の写し及び印鑑登録証明書の写しの交付請求の受付及び交付を相互委託

○事務の委託の主な処理事務件数(平成28年7月1日現在)

委託件数	主な処理事務と件数								
	住民票の写し等の交付	公平委員会	競輪・競馬・競艇	公務災害	行政不服審査法上の付属機関	下水道	消防	救急	ゴミ処理
6,443	406	337	271	270	217	199	120	109	99

連携協約及び事務の代替執行の制度創設前における検討①

市町村における事務処理のあり方に関する調査結果（H24.12）

第30次地方制度調査会第29回専門小委員会（H25.3.8）資料

調査概要

全市町村（政令市を除く1,699団体。）を対象に市町村における事務処理の現状や今後のあり方について調査を実施。（平成24年12月31日現在）

◇共同処理を実施する上での問題点

現在、事務の共同処理を実施する上での問題点については、

- 一部事務組合、広域連合については、「課題がある」とする市町村の割合が高く、その課題として、「迅速な意思決定が困難である」こと、「構成団体の意見が反映されにくい」ことが多く選択されている。
- 協議会、機関等の共同設置、事務の委託については、「課題がある」とする市町村において、各共同処理の方式の課題として、
 - ・ 協議会は、「迅速な意思決定が困難である」ことが多く選択されている。
 - ・ 機関等の共同設置は、「その他」の問題点として、幹事となる市町村の負担が大きいことなどが挙げられている。
 - ・ 事務の委託は、「構成団体から事務処理に当たって必要な情報を把握することが困難である」ことが多く選択されている。

共同処理の方式	実施市町村数	課題がある	共同処理の問題点(複数回答可)						特に課題はない
			迅速な意思決定が困難である	構成団体の意見が反映されにくい	責任の所在が不明確である	構成団体から事務処理に当たって必要な情報を把握することが困難である	その他		
一部事務組合	1,623	526 <32.4%>	413 (78.5%)	218 (41.4%)	79 (15.0%)	61 (11.6%)	49 (9.3%)	1,097 <67.6%>	
広域連合	1,578	412 <26.1%>	271 (65.8%)	176 (42.7%)	102 (24.8%)	41 (10.0%)	43 (10.4%)	1,166 <73.9%>	
協議会	664	174 <26.2%>	149 (85.6%)	61 (35.1%)	32 (18.4%)	14 (8.0%)	15 (8.6%)	490 <73.8%>	
機関等の共同設置	708	109 <15.4%>	74 (67.9%)	28 (25.7%)	21 (19.3%)	14 (12.8%)	16 (14.7%)	599 <84.6%>	
事務の委託	1,106	145 <13.1%>	69 (47.6%)	56 (38.6%)	22 (15.2%)	27 (18.6%)	24 (16.6%)	961 <86.9%>	

※ 「課題がある」「特に課題はない」の< >内は、実施市町村数に対する割合

※ 「共同処理の問題点」の()内は、「課題がある」とした市町村数に対する割合

○ 「その他」の自由記述欄に記載された主な内容

- ・ 「機関等の共同設置」では、**幹事となる市町村の負担が大きい** 構成市町村それぞれの事務処理に違いがある場合の処理が煩雑
- ・ 「事務の委託」では、費用負担の調整が困難である、対等の立場で協議ができていない などの問題点が挙げられている。

連携協約及び事務の代替執行の制度創設前における検討②

第30次地方制度調査会答申（H25.6）（抜粋）

第4 基礎自治体の現状と今後の基礎自治体の行政サービス提供体制

3 具体的な方策

(1) 新たな広域連携の制度の必要性

広域連携を一層進めていくため、現行の事務の共同処理の制度に加え、より弾力的な広域連携の制度を設けることとすべきである。

人口減少・少子高齢社会においては、中心市と近隣市町村が相互に役割分担を行い連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする定住自立圏のような仕組みが重要である。現行の定住自立圏形成協定の仕組みにおいては、実際に事務の共同処理を実施していくに当たって、その内容に応じて定住自立圏形成協定とは別に地方自治法上の事務の共同処理に係る規約を定めることが必要となる。

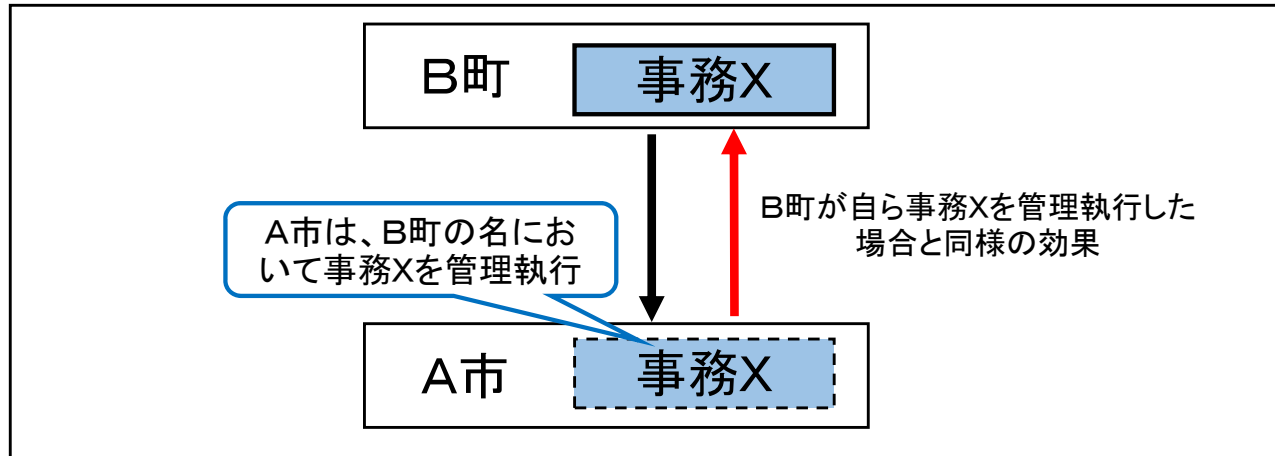
市町村間の広域連携を一層促していくためには、現行の地方自治法に定める事務の共同処理の方式のほか、地方公共団体間における柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化すべきである。

地方公共団体間における柔軟な連携の仕組みを制度化する場合、合意形成の手続、合意の実効性を確保するための調整方法、その他民法上の契約等では不十分と考えられる点をどのように補うかという観点から、検討することが必要である。

広域連携の仕組みを活用しようとする市町村、とりわけ条件不利地域にある市町村において、近隣の市町村が連携を望まない場合や、対象事務について協議が調わない場合などに、どのように広域連携を進めていくかについても検討を進める必要がある。

事務の代替執行

○ 事務の代替執行のイメージ



○ 取組事例

水道事業の広域化が難しい山間部の小規模自治体である天龍村について、長野県（公営企業管理者）がその簡易水道施設整備に係る事務を代替執行（H29.4.1～）。

【背景】

集落が山あいにならんでいることに加え、人口減少に伴う給水人口の減少や専門知識を有する技術者の不在等により、天龍村の水道施設はほとんど更新が行われていない状況。

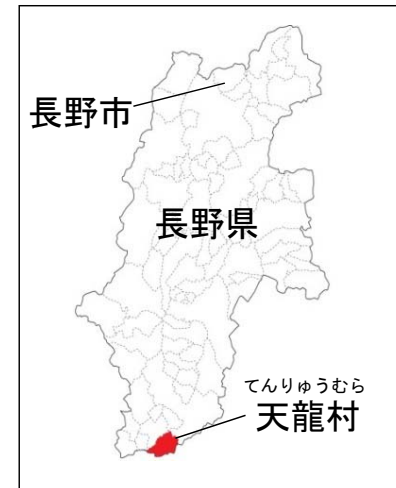
【取組の主な効果、メリット】

- 村）専門的知識を有する技術職員の不足による課題解消。設計積算に係る委託費等の経費の縮減。
- 県）地域の特性に応じた技術の習得等、技術職員のスキルアップ

【対象事業の概要】

事業名：鶯巣簡易水道再編（更新）事業
 実施期間：平成29年度～平成31年度
 整備内容：管路延長 約2.9km
 総事業費 約7,100万円
 区域内人口：69人

出典：総務省「広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会報告書（平成29年7月）」参考資料より作成

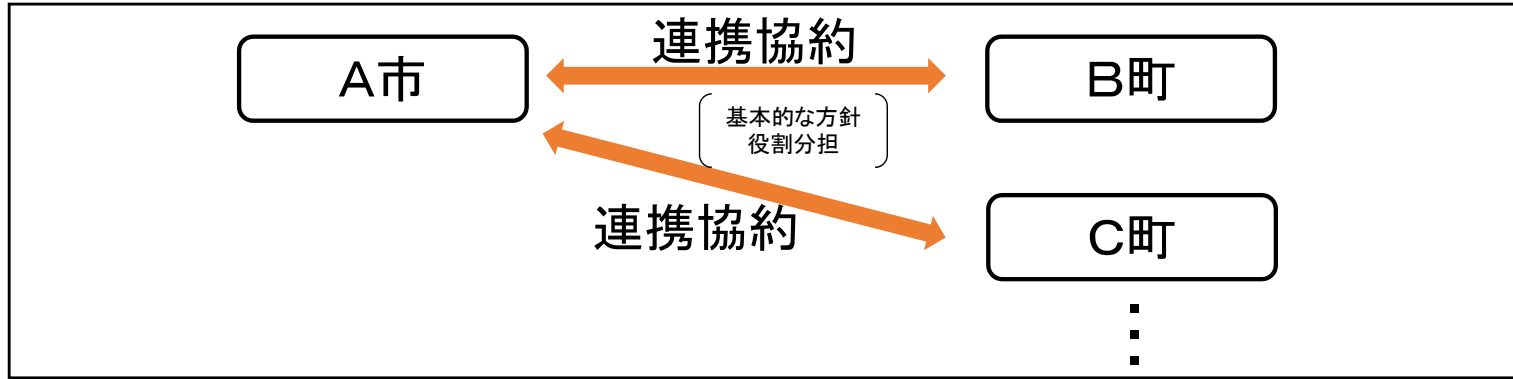


○ 事務の代替執行の活用実績（平成29年4月1日現在）

事務の代替執行の数	上水道に関する事務	公害防止に関する事務	簡易水道に関する事務
3	1 (宗像地区事務組合⇒北九州市)	1 (大崎上島町⇒広島県)	1 (天龍村⇒長野県)

連携協約

○ 連携協約のイメージ



○ 取組事例

鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約（平成28年4月1日）

【背景】

鳥取県と県内全市町村では、連携してシステム共同化等に取り組むため、協議を進めてきたところであるが、平成28年度からシステムの共同調達など具体的な取組を開始。この連携の取組をより強固なものとするため、県と県内全市町村がそれぞれ連携協約を締結。

【連携協約に記載した主な取組内容】

- ・ 情報システム共同化に向けた検討
- ・ 情報システムの共同調達・共同運用の実施
- ・ 情報セキュリティ対策の推進

【連携協約締結で期待される効果】

- ・ 団体間の意思として協約を締結することにより、より安定的な体制の維持が期待できる。
- ・ 紛争発生時に、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができる。
- ・ 連携協約により団体間の連携が強固なものとなり、システム共同調達や運用コストのさらなる削減にも期待。

出典：鳥取県HPより抜粋

○ 連携協約の主な処理事務件数(平成28年7月1日現在)

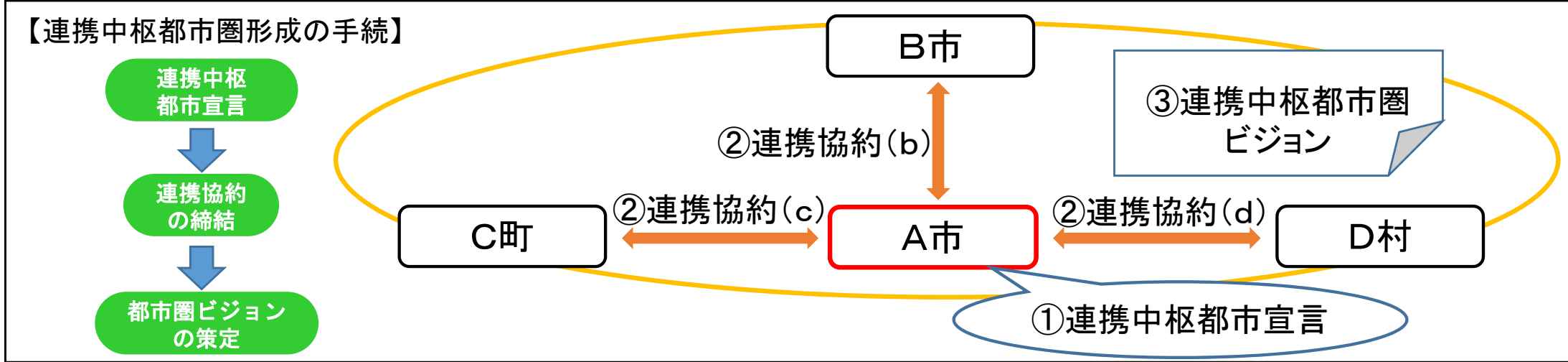
協約数(※)	主な処理事務と件数								
	消費生活相談	職員研修	情報基盤整備	障害者福祉	介護保険	老人福祉	調査研究	観光	道路
120	28	26	19	7	4	4	4	3	3

※連携中枢都市圏の形成に係る連携協約は除く。(連携中枢都市圏を構成する団体：239団体)

出典：総務省「平成28年度地方公共団体間の事務共同処理の状況調べ」による

(参考) 連携中枢都市圏の取組

○ 連携中枢都市圏のイメージ

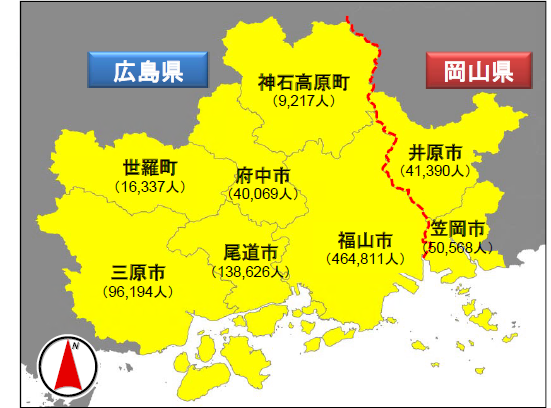


○ 取組事例

備後圏域連携中枢都市圏 (平成27年3月25日 福山市と各市町で連携協約を締結)

【圏域形成に至った背景】

- ・江戸時代以前は備後国として一体であり、歴史的な結びつきが強い。
- ・圏域を構成する自治体の大部分は、昭和の高度成長の時代に「工業整備特別地域」に指定され、瀬戸内海地域における中核的な工業拠点として発展し、経済活動の面でもつながりが強い。
- ・平成23年度には圏域の6市2町の市長・町長で組織する「備後圏域連携協議会」を立ち上げ、広域的な課題解決に向けた取組として、こども発達支援センターの共同運営や防災拠点の締結などを行ってきた。



【主な取組内容】

- ・福山ビジネスサポートセンターFuku-Bizの運営
- ・ものづくり人材育成支援事業
- ・戦略的な観光振興 (サイクリングロードの設定)
- ・圏域内公立病院等連携事業
- ・こども発達支援センターの共同運営

【取組により期待される効果】

- ・圏域内の企業の稼ぐ力と創業の促進による「ものづくり産業」の更なる発展
- ・圏域外からの交流人口の増加
- ・子どもたちが健やかに成長できる環境の向上

連携中枢都市圏による広域連携の取組と課題

連携中枢都市圏の取組

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① **圏域全体の経済成長のけん引**
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② **高次の都市機能の集積・強化**
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

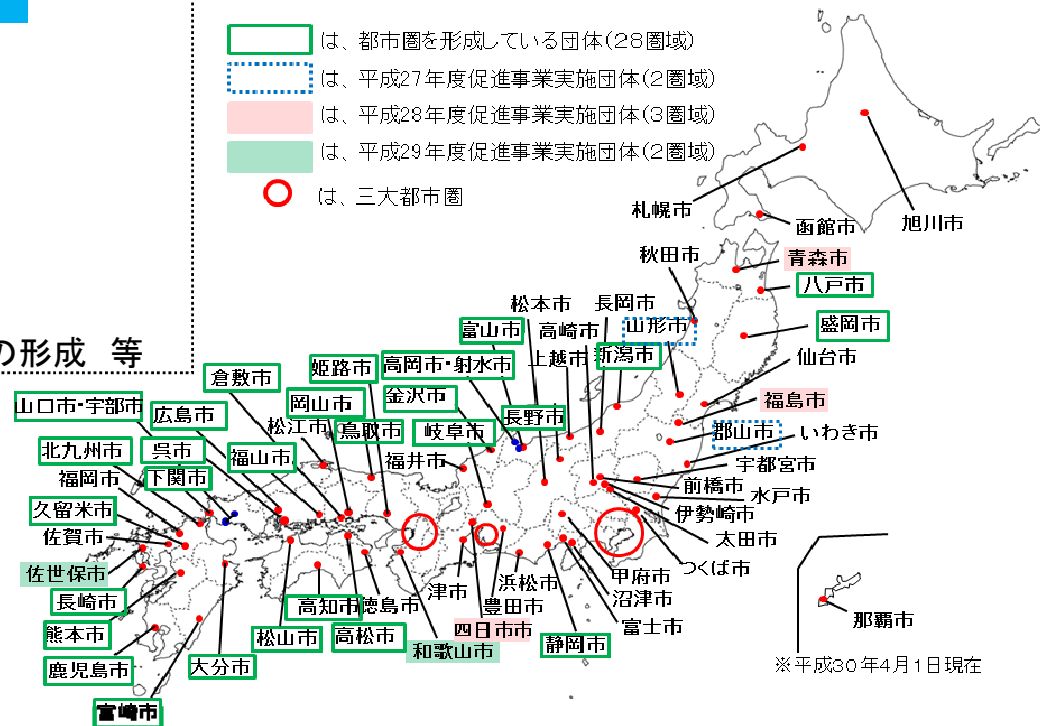
- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入 (平成26年11月1日施行)
- 平成26年度～平成29年度は、連携中枢都市圏の形成を推進するため、国費により支援(32事業)
- 平成30年度予算においても約1.3億円を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進
- 平成27年度から 地方交付税措置を講じて全国展開を図る
- 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢都市宣言

連携協約の締結

都市圏ビジョンの策定

- は、都市圏を形成している団体(28圏域)
- は、平成27年度促進事業実施団体(2圏域)
- は、平成28年度促進事業実施団体(3圏域)
- は、平成29年度促進事業実施団体(2圏域)
- は、三大都市圏



【連携中枢都市圏の要件】

- ① 地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市(●)と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ ただし、①を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。

現在、30市(28圏域)が連携中枢都市圏を形成(周辺市町村を含めた市町村:239市町村)(なお、①の要件を満たす市は61市。※形成済みの市、中核市に移行していない市を含む。)

連携中枢都市圏における取組の現状

- 現在、中心都市の施設の広域受入れ、イベントの共同開催など連携しやすい取組から連携を始めている状況。
- 公共交通、まちづくり、医療・福祉の役割分担など、合意形成は容易ではないが圏域単位で対応していかなければならないような困難な行政課題への取組はあまり進んでいない。相互に関連する行政課題でも取組状況には差がある。

	地域公共交通に関する計画の策定	「立地適正化の方針」の策定	医療人材確保・育成	医師派遣
策定主体の現状	都道府県、市町村	市町村	都道府県	—
	・「地方公共団体」は、マスタープランとして「地域公共交通網形成計画」を、具体的な取組に向け「地域公共交通再編実施計画」を策定	・立地適正化計画の作成主体は個々の市町村 ・法律に基づかない任意事項として、広域的な「立地適正化の方針」を作成することが望ましいとされている(国交省Q&A)	・都道府県は構想区域を定め(原則として二次医療圏)、地域医療構想を策定(平成28年度末までにすべての都道府県で策定済) ・地域医療構想ガイドライン(厚労省)では、将来のあるべき医療提供体制を実現するために検討すべき施策として、「医療従事者の確保・養成」が挙げられている	—
連携中枢都市圏 A	○ 圏域全体で「公共交通計画(※)」を策定 ※法律に基づかない任意の計画	×	○ (構成団体の病院の医師等に対し、救急・周産期医療に関する講習会(圏域の中核病院で開催)への参加機会を提供)	○ (圏域の中核病院から周辺病院への医師派遣事業)
連携中枢都市圏 B	△ (圏域内の複数の自治体で「鉄道沿線まちづくり計画」を策定)	○ (圏域内の複数の自治体で「立地適正化の方針」を作成。立地適正化計画は各自治体が作成)	○ (看護師などを対象にした就職セミナーを開催)	×
連携中枢都市圏 C	△ (圏域内の複数の自治体で一つの地域公共交通網形成計画を策定)	×	○ (離職中の看護師などを対象にした再就職支援セミナーを開催)	○ (圏域の中核病院から周辺病院への医師派遣事業)
連携中枢都市圏 D	×	×	×	×

論点

今後の広域連携施策の課題認識（たたき台）

現状①

- 地方圏の指定都市や中核市を中心とする都市部では、生活圏域が市の区域を越えて拡大。中心となる市と近隣市町村が社会・経済・行政などで連関性を有する「圏域」となっている。
- このような圏域において、自主的な連携として連携中枢都市圏が形成済み（H30.4.1現在:28圏域）。

市町村の区域を越えた
多層的な生活空間の広がり

現状②

- 2040年にかけて、地方圏では指定都市や中核市も人口減少へ。
 - 高齢化に伴う対人サービスや社会扶助の増大
 - 行政サービスや経済活動の担い手の減少
 - 人口減少に伴う既存行政需要の量的縮小
 - 国・地方を通じた財政余力の低下 などのおそれ
- Society5.0(超スマート社会)を迎え、大きな技術革新、産業構造の変化が不可避。

人口減少や技術革新などによる
これまでに経験したことのないような大きな変化

課題認識

- 基礎自治体による行政については、2040年にかけて、人口構造の変化等に伴い、以下のような課題が顕在化するおそれ。
 - ◆ 生産年齢人口の減少に伴う人材(行政・民間ともに特に専門人材※)の不足 ※保健師、土木技術職員など
 - ◆ 各世代の人口が大きく増減することに伴う行政需要の変動への対応 (例:介護需要の増、公共施設の再編 等)
 - ◆ ライフスタイルの変化等に伴い社会問題化する高度な課題への対応 (例:病児保育、発達障害への支援 等)
- これらの課題は、(1)全ての市町村で顕在化すること、(2)特定行政分野にとどまらず幅広い行政分野で顕在化すること、(3)顕在化の状況等には差があり、近隣市町村全団体に直ちにコンセンサスを得ることは容易でないこと、などの特徴がある。